

当選さる
 町長 長嶺政男氏
 町議 藤本正次氏
 三月十日執行された、町長、町議会議員補欠選挙で、町長選挙は立候補者一名のため、現職の長嶺町長の無異議当選が確定しました。町議会議員補欠選挙では、立候補者三名で選挙がおこなわれた結果、当選一、八七四票、藤本正次氏とも選りましました。

同日、当選せられた長嶺、藤本両氏に対しては、選挙管理委員会委員長よりそれぞれ当選證書が交付されました。

徳地町報

昭和四十二年度は、たばこ消費税の収入が、一千二百九十万余り、四十三年度は、一千二百二十五万円の町収入を見込んでいます。たばこ消費税は、徴税費がかからないだけでなく、町民税と見合う町の有力財源となり、各種事業で還元されます。たばこは町内のたばこ店で買います。

昭和四十四年三月十五日発行
 第162号
 町役場印刷所
 地町村印刷所
 徳河今澄印刷
 所者所刷
 行所者刷
 行所者刷
 行所者刷
 行所者刷
 行所者刷
 行所者刷

税金シリーズ

国民健康保険税は

こうした目的、方法で課せられる

国民健康保険税は目的税になります。国民健康保険から医療費の七割を出してくれましますので、三割の自己負担で、病気の治療ができるわけです。

国民健康保険法に於いては、国民健康保険税は、国民健康保険の目的、維持増進のため、診療所や保健所の設置、住民に対する衛生教育の普及徹底、伝染病、寄生虫など疾病の予防、健康診断、母産ケアや乳幼児の健康を守るなどの事業をおこなう目的で、課税せられる税金です。

町では、この保険税の収入と国民の補助金を合せて、病弱にかかった人を日常健康な人が助けあうという仕組みの税金であり、お互いに毎日を健康で暮らすことを念願しております。そのため、予防衛生に力をつけてもらうべく、万一病弱

研究会発表講演などで盛会

2月8日、中央公民館に小、中学校の先生方が集まり、教育研究大会が開かれ、研究発表、先進地視察報告や元県立佐波図書館長、田村哲夫先生の徳地町の歴史と題する講演などがあり盛会でした。



- #### 納税義務者
- 1 国民健康保険の被保険者である世帯主に課税されます。
 - 2 国民健康保険の被保険者の資格のない世帯主であるが、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合は、その世帯主を「みなす世帯主」として、保険税課税されます。
- #### 課税方法
- 世帯主および、その世帯に属する被保険者について算定した
- ① 所得割額
 - ② 資産割額
 - ③ 被保険者均等割額
 - ④ 世帯主均等割額
- 以上の合計額が、所得割額となつておられます。

その五

② 山林所得のある場合は①の所得金額から山林所得金額の合計額から町民税の基礎課税額十一万円を控除した金額に、百分の二・五を乗じて得た額となつておられます。

以上の合計額が、所得割額となつておられます。

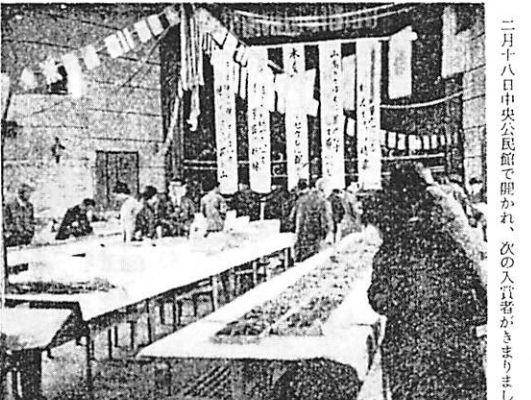
③ 資産割額は、その年の所得と納付しなけりばならない固定資産税に百分の十四を乗じて得た額となり、被保険者均等割額は、一人につき、九百六十円となつておられます。

世帯別均等割額は、一世帯につき二千四百四十円となつておられます。

④ 賦課期日
 国民健康保険税は、四月一日現在在で賦課せられます。

⑤ 保険税の納期
 第一期、四月一日から四月三十日まで
 第二期、六月一日から六月三十日まで
 第三期、八月一日から八月三十一日まで
 第四期、十月一日から十月三十一日まで
 第五期、十二月一日から十二月三十一日まで

第四回 吉佐林産物共進会



上の写真は共進会展示会場風景

二月十八日中央公民館で開かれ、次の入賞者がまじりました。

- #### 栄の入賞者 (敬称略)
- △ 特等賞
- △ 木炭(くぬぎ)
 - △ 木村道美(柚野)
 - △ 生椎草、原 芽 生(新栄路)
 - △ 乾椎草、梅木千早(山田市)
 - △ 山行苗木、古谷フエ(山口市)
- △ 一等賞
- △ 木炭(かし) 岡崎健(一事)
 - △ 木炭(さつ) 奥野政次(八坂)
 - △ 生椎草、光田益雄(附町市)
 - △ 生椎草、原久夫(伊賀地)
 - △ 乾椎草、原久俊(船路)
 - △ 山行苗木、石野正二(八坂)
 - △ 山行苗木、秋本茂雄(山田市)
- △ 二等賞(人員の関係で住所略)
- △ 木炭
 - △ 家本和生、伊藤孝雄、原兵一
 - △ 池田和生、藤原之助、家本信
 - △ 義田中定雄、田中ヒサエ
- △ 原産地
- △ 久富和治、乗安彦一、久富輝明
 - △ 澄川美美子、澄川和興、原久俊
 - △ 藤井薫、井原君子、井上昭

納税義務の発生・消滅にともなう賦課

1 納課期日(四月一日現在)後にその日の賦課が発生した場合は、その日の前月まで月割り課税して課税いたします。

2 消滅したときは、その日の属する月の前月まで月割り課税いたします。

3 被保険者の異動についても同様に取り扱われます。

異動届を出す場合は、かならず保険税の納付手帳を提出して訂正をお受けください。

税額の軽減

- 1 みなす世帯主に対する軽減
 いみなす世帯主に対する均等割額は、みなす世帯主に対する所得割額に於いては、次の割合を乗じて得た額が軽減額となります。
- 2 低所得世帯に対する均等割額
 低所得世帯に於いては、次表のとおり軽減されます。

対象世帯	軽減される額
世帯主と世帯主以外の被保険者の合計所得額	均等割額
(1) 十一万円以下	前年分
(2) 十一万円を超す世帯	前年分

計算例
 (1) 均等割額 440円
 (2) 均等割額 720円
 合計 1160円
 軽減額 290円
 納付額 870円

春先の火災予防

冬もいよいよ終りに近づきます。これからは、一日と暖かさが増していきます。春先は、一年中でいちばん火事の多い季節です。これは、空気が乾燥しやすくなるため、火災が多くなります。

たばこ、たき火に注意
 冬もいよいよ終りに近づきます。これからは、一日と暖かさが増していきます。春先は、一年中でいちばん火事の多い季節です。これは、空気が乾燥しやすくなるため、火災が多くなります。

この年の事故
 これからは、こどもが海外で遊ぶ機会が多くなるせいか、海外での事故が多くなる時期です。交通安全事故や用件に落ちたり、十八日の火災がおきて、戦後最高に多いようです。

たばこ、たき火に注意
 冬もいよいよ終りに近づきます。これからは、一日と暖かさが増していきます。春先は、一年中でいちばん火事の多い季節です。これは、空気が乾燥しやすくなるため、火災が多くなります。

火災の原因の主なものは、たばこやたき火の不始末、冬からの警戒心をゆるめずに火災予防には、慎重な注意をしてください。

たばこやたき火の不始末、冬からの警戒心をゆるめずに火災予防には、慎重な注意をしてください。

たばこやたき火の不始末、冬からの警戒心をゆるめずに火災予防には、慎重な注意をしてください。

